

民間利活用作業班報告書（案）

目次

はじめに.....	2
1. 検討の経過.....	3
2. 民間 PHR サービス利用者へのアンケート調査結果等	5
3. マイナポータル API 接続との関係	8
4. 今後の検討課題.....	9
5. より高いサービス水準を目指すサービスガイドライン.....	10
民間利活用作業班構成員名簿.....	11
別紙 1 民間 PHR 事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針	
別紙 2 参考資料集	

はじめに

近年、民間事業者によって、健康診断結果をはじめとする、体重、血圧、血糖値等の情報（いわゆる Personal Health Record。以下「PHR」という。）を用いて、個人の健康維持や生活改善の支援をはじめとした多種多様なサービスが提供されている。我が国の PHR に関する取組としては、平成 29 年 6 月にマイナポータルを通じた予防接種歴の提供が開始されており、その後も乳幼児検診結果、特定健診結果、レセプトの薬剤情報等を順次提供することを通じて、国民の予防、健康づくりの推進等が期待されている。

上記を踏まえ、「健康・医療・介護情報利活用検討会 健診等情報利活用ワーキンググループ」において、PHR の利活用に関して、目指すべき姿として、(STEP1) 国民・患者が自らの保健医療情報を適切に管理・取得できるインフラの整備、(STEP2) 保健医療情報を適切かつ効果的に活用できる環境の整備、(STEP3) 質の高い保健医療を実現するための保健医療情報の活用（研究開発等の推進）が示された。

このうち STEP2 において、安心・安全に民間 PHR サービス等を活用できるルールの整備が求められ、具体的な課題として、①（マイナポータル API 連携に求める基準の整備を含む）適切なルールの整備、②（マイナポータル API 連携に係るものを含む）ルールの要件を満たしていることを証明するための仕組み及び③サービスの技術革新のスピードに対応できる見直しの体制が示された。

本民間利活用作業班では、7 回の議論を行い、国民による安全・安心な民間 PHR サービスの利活用の促進に向け、PHR 事業者として遵守すべき情報の管理・利活用に係るルールとして、「民間 PHR 事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」（以下「基本的指針」という。）を策定した（別紙 1）。また、基本的指針の策定における考え方及び解説については、Q&A としてとりまとめた。さらに、基本的指針のとりまとめの議論において指摘した、PHR 事業者間において検討すべき事項等については、民間利活用作業班の報告書としてとりまとめた。

1. 検討の経過

1. 1. 第1回（令和2年2月15日開催）

国民の健康づくりに向けたPHRの推進に関する検討会 民間利活用作業班（第1回）

議事：（1）PHRに関する検討の進め方等について

（2）民間PHR事業者の現状について

民間利活用作業班の検討のスケジュール等の検討の進め方等について議論。

1. 2. 第2回（令和2年2月19日開催）

国民の健康づくりに向けたPHRの推進に関する検討会 民間利活用作業班（第2回）

議事：（1）民間PHRサービスに関する論点について

民間PHRサービスのユースケース、検討事項の整理等の今後の論点等について議論。

1. 3. 第3回（令和2年4月22日メール審議開催）

健診等情報利活用ワーキンググループ 民間利活用作業班（第3回）

議事：（1）民間PHRサービスに係る基本的な考え方について

民間PHRサービスに係る基本的な考え方として、民間PHR事業者に求められる事項、今後の取組等について議論。

1. 4. 第4回（令和2年10月29日開催）

健診等情報利活用ワーキンググループ 民間利活用作業班（第4回）

議事：（1）自身の保健医療情報を活用できる仕組みの拡大について

（2）本作業班における検討の進め方

（3）健診等情報を取り扱う民間PHR事業者に求められる要件についての論点整理

（4）PHRサービス利用者へのアンケート調査方針

健診等情報を取り扱う民間PHR事業者に求められる要件についての論点等について議論。

1. 5. 第5回（令和2年12月2日開催）

健診等情報利活用ワーキンググループ 民間利活用作業班（第5回）

議事：（1）今後の民間利活用作業班の進め方と検討スケジュールについて

（2）健診等情報に関するPHRサービスを活用している健康保険組合等に対するヒアリングの中間報告

（3）民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する要件について前回の意見を踏まえた考え方（案）

民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する要件について第4回の意見を踏まえた考え方、基本的指針骨子案等について議論。

1. 6. 第6回（令和3年2月3日開催）

健診等情報利活用ワーキンググループ 民間利活用作業班（第6回）

- 議事：（1）PHR サービス利用者へのアンケート調査結果等
（2）民間 PHR 事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針（案）
について

PHR サービス利用者へのアンケート結果の報告及び民間 PHR 事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針（案）等について議論。

1. 7. 第7回（令和3年3月25日開催）

健診等情報利活用ワーキンググループ 民間利活用作業班（第7回）

- 議事：（1）民間 PHR 事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針（案）
について
（2）民間利活用作業班報告書（案）について

民間 PHR 事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針及び民間利活用作業班報告書のとりまとめについて議論。

2. 民間 PHR サービス利用者へのアンケート調査結果等

2. 1. 民間 PHR サービス利用者へのアンケート調査

民間 PHR サービスが適切な形で普及展開されるための課題を明らかにし、民間利活用作業班における議論に資するものとするべく、サービス利用実態及び安全性等についてサービスを選ぶ際のポイントや留意点を明らかにすることを目的に、個人を対象としたアンケート調査（以下「本体調査」という。）を実施した。以下がその結果サマリである。結果の詳細については別紙（3～25 ページ）を参照。

【結果サマリ（本体調査・PHR 利用状況）】

利用割合	<ul style="list-style-type: none"> ・ PHR 現利用率は、高いもので 14%程度（スクリーニング前の母集団を対象とした概算） ・ 現利用者の利用しているアプリは、「お薬手帳」・「コロナ」・「フィットネス」が多い
PHR 認知度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 66.7%が PHR の名称について「全く知らない」と回答 ・ PHR の名称の認知度は、現利用者・過去利用者の方が高い
利用実態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用目的として、健康増進・疾病予防、各種手帳等の電子化が多い ・ 勤務先や通学先などから利用するように指示や推薦からという回答はそれほど多くない ・ 体重や血圧、運動、睡眠等の日々のライフログ情報を比較的多く利用している
利用にかかる要因	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用継続要因は、アプリケーション自体のユーザビリティ、利用による健康意識・安心感の実感 ・ 利用離脱要因は、データ登録やアプリ同士の連携コスト、個人情報の漏えいやセキュリティに対する不安
連携ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・ データ連携に関して 15%前後のユーザーが「全て連携してもいい」、50%前後のユーザーが「全て連携したくない」 ・ 連携意向が高い項目「医療機関」相手、「健診結果・薬情報・受診・アレルギー」データ ・ 連携意向が低い項目「勤務先・第三者企業・保険者」相手、「経済状況・家族情報・介護」データ、「商品開発・マーケティング」目的

【結果サマリ（本体調査・「民間 PHR 事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」（案）項目関連）】

情報セキュリティ対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用するサービスのセキュリティに対する意識にはばらつきがある ・ 個人情報の漏えいに対する不安がある人は、利用したことのある人の約半数 ・ セキュリティより利便性をより重視するのは約 2 割、利便性よりもセキュリティをより重視するのは約 3 割 ・ 未利用者は、利用したことがある人よりも、利便性よりセキュリティを重視
個人情報の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別に同意をしている割合は、2 割強 ・ 同意内容を理解している割合及び同意の適用範囲やデータ共有相手について分からず不安を感じている割合は、4 人に 1 人 ・ 全てのデータに対する包括的な同意で構わないとする人は約 7% ・ データの範囲・種類ごとに個別に同意を判断したい及び、全く新しいことに関してはその都度確認して同意をしたいを合わせると、約 9 割が包括的な同意ではなく、データの範囲や種類ごとの同意を望んでいる ・ サービス終了時のデータは、全て消去したい人と、何らか継続して残したい人が半々である
相互運用性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス乗り換え時に希望するデータ移行方法は、「事業者にしてもらう」、「自分で行う」が半々 ・ 一方、希望するデータ保存方法については、クラウドを利用することを望む人が約 3 割
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 判定スコアやプロフィール結果を信頼するのは、約 3 割

上記の本体調査に加えて、健診等情報を取扱う PHR 事業者の協力を得て、アンケート調査（以下「追加調査」という。）を実施した。本体調査の「オンライン診療・診療予約」「健康診断・医療費」「診療管理」「疾病管理」「お薬手帳」「出産・育児」のアプリ利用者及びそれ以外の PHR サービス利用者と、追加調査における健診等情報を取扱う PHR サービス利用者のデータを元に比較を実施した。以下がその結果サマリである。結果の詳細については別紙（26～32 ページ）を参照。

【結果サマリ（追加調査）】

リテラシー	<ul style="list-style-type: none"> 健診等情報を取扱う PHR サービス利用者は、その他の PHR サービス利用者と比べて、PHR に関する説明を医療従事者等から受けており、個人情報の利用先についての理解も高い傾向
ID 連携	<ul style="list-style-type: none"> 健診等情報を取扱う PHR サービス利用者は、その他の PHR サービス利用者と比べて、マイナンバーを含む ID 連携に前向きな傾向
効果実感	<ul style="list-style-type: none"> 健診等情報を取扱う PHR サービス利用者は、予防効果、利便性及び金銭的ベネフィット感において、効果を実感している傾向がある 意識の変容や心理的安全性に関しては本調査と追加調査では傾向が異なった

2. 2. 健診等情報に関する PHR サービスを提供している健康保険組合等に対するヒアリング調査

保険者（国保・健保）には、PHR サービスを活用して被保険者等の健康増進を図るものがある。民間利活用作業班における議論に資するものとするべく、被保険者等に向けた PHR サービスの活用の現状と課題を把握するための保険者を対象とするヒアリング調査（ヒアリング調査）を実施した。以下がヒアリング調査から得られた示唆（各団体から得た意見概要）である（別紙（33～38 ページ）にも記載）。

【ヒアリング調査から得られた示唆（各団体から得た意見概要）】

		ヒアリング結果
1. サービス全体について	サービス内容	<p>（サービス内容・利用状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健事業の一環として毎月の医療費通知、歴年健診データ（5 年分）を確認できる。 健診情報を閲覧できる。 端末への健診情報のダウンロードはできない。 <p>（第三者提供）</p> <ul style="list-style-type: none"> 健診データ・レセプトデータの第三者提供は許可していない。被保険者へのメリットがなければ提供する意義がない。 ビッグデータ利用への需要はあり、第三者提供によりサービス費用は下がる。しかし、組織の総意により、PHR に集まった情報は第三者提供しておらず、今後もそのつもりはない。 第三者提供はしていない。 組織の保有するデータを民間 PHR 事業者へ預託しているが、第三者提供ができないため、本人が直接入力する方式に切り替えたい。
	運用状況	<ul style="list-style-type: none"> 閲覧機能を必ずしも活用できておらず、動機付けが課題である。健診データを閲覧するのは、健康に関心が高い層（高年齢層）である。 閲覧やキャンペーンにポイントを付与している。利用者属性は、ポイント収集を好む層である。 健診結果の受け取りまでに要する時間を考えると、WEB 上にログインし健診結果を確認するユーザーは少ない。 過去の健診結果閲覧はウェブ上でも閲覧は可能であるが、必要な際は健診機関へ問い合わせをして取得することを想定しているユーザーが多い。
	利用による効果（評価）	<ul style="list-style-type: none"> アプリによる健康効果を今後検証する予定である。 通院をする者にとっては、健診結果を持ち歩かなくてよいのはメリットである。

		ヒアリング結果
2. サービス導入の経緯	・ サービス導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌、WEB等により、サービス導入の周知をしている。 ・ 口コミによる利用者拡大が見込まれるため、住民へ直接アプリの登録方法をレクチャーするなど、地道に周知している。 ・ ハガキにて周知している。
3. 事業者選定について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者選定基準 ・ 適切な評価、選択に必要な課題 	<p>(選定基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スピード感があり自主的な提案ができる信頼感のある事業者を選定。 ・ 当該領域に実績のある事業者を選定。 ・ データの二次利用をしないこと、金額の妥当性の観点から事業者を選定。 ・ 応募事業者のサービス内容には大差なく、予算面が決め手となった。 <p>(第三者認定等の仕組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第三者認定の仕組みがあると、選定・評価の指標となるためありがたい。 ・ 信用調査のように、民間PHR事業者のランキングがあるとよい。事業者の強みが見える化されているとありがたい。 ・ 基準はある方がよい。特にセキュリティ等は自分達で判断が難しいため、お墨付きがあると良い。 <p>(事業者の継続性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約は1年契約で、半年前までに契約破棄しない限りは契約が続く。 ・ 民間PHR事業者から継続的にサービス提供されることは重要である。 ・ 本人の健診等情報の元データが本人のスマホにあるのなら、PHR事業者のサービスが終了しても問題ない。 ・ 複数のPHR事業者に必要な情報を提供することで、1つの事業者が終了してもサービス全体としては継続できるようにしている。
4. 事業者評価について	・ サービス・事業者評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自団体においてPHRサービスに対する評価基準は特に定めていない。 ・ 毎年監査を実施し、サービスの棚卸や機能改善の要望への対応を確認している。ただ評価基準までは定めていない。

		ヒアリング結果
5. セキュリティ・個人情報取扱い・本人同意について	・ セキュリティ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自団体においてプライバシーマークの取得又はセキュリティ基準の設定等を行っている。 ・ 健診データを外部にアップロードをするにあたり、特別に独自の個人情報規定を設けて対応している。 ・ 個人情報保護法等関係法令および「国保における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」や厚労省の事務連絡文書において示されている基準等を最低ラインとして設定した。 ・ 市町村説明の際は、事業者の対策が適切か厚労省にも確認いただき、理解を得た。 ・ 200数十項目のセキュリティに関する質問について、ヒアリングを実施することに加え、自団体のIT専門家による現地監査を行っている。 ・ 他部署の情報セキュリティ専門家を審査委員に入れて、安全性を確認した。
	・ 個人情報の取扱い	<p>(個人情報の取り扱いに関する基本的なルール)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的な個人情報の覚書を民間PHR事業者と締結している。 ・ 利用目的はより詳細に記載するのが好ましいが、多数の被保険者対象に総意を得るのは難しい。 ・ 健診情報の閲覧には、なりすまし防止と本人同意取得のため、健診閲覧コード（事業者から圧着はがきにて送付）の入力を必須としている。 <p>(サービス提供終了時・本人解約時のデータ取り扱い規定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資格喪失後は利用ができない。被保険者から健康データを引き継ぎたいとの要望は今までない。 ・ これまで申し出はないが、本人請求があれば情報の削除などに対応することとしている。退職後も基幹システムの情報は保持している。 ・ サービス終了時は事業者がデータを廃棄する。
	・ 本人同意	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健診データについて、事業者間のデータ連携は、本人同意が得られれば過去の特定健診データを引き継いで運用できることにメリットがある。 ・ 委託先のPHR事業者へのデータ提供については、自団体の事業内でのデータ活用と位置付け、本人同意は取得していない。本人からの削除依頼に備え、『個人情報削除依頼書』を準備し、健康情報の削除依頼に対応している。（地方公共団体） ・ アプリ登録時に条件を提示しているが、個人のPHR登録時の利用規約については、細かい部分は把握していない。

		ヒアリング結果
6. 安全性・有効性について	・ 安全性・有効性に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活習慣病リスクチェックの妥当性は、提供する会社の信頼度、医師等の監修があるかどうかで判断している。 ・ サービス開発に医療系大学が関わっているため、安全性・有効性は担保されていると考えている。 ・ 事業者の知見を活用している。 ・ 安全性・有効性の判断は明示がされるとよいが、明確な線引きは難しい。企業努力による部分もある。
7. マイナポータルについて	・ マイナポータルとの連携	<p>(活用の在り方（現在の活用状況、今後の活用プラン）)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既に独自に健康情報を閲覧させる仕組みをもっているため、マイナポータルとの連携によるメリットのイメージがまだついていない。 ・ 上手く連携しながら、スマホ世代を健康管理に取り入れていきたい。 ・ 現状のサービス拡大も考えているが、マイナポータルも利用できるようになるため、独自のサービスが必要かを判断していきたい。 <p>(活用時の課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 効果的な保健指導のためには前の健診情報が必要であるが、必ず本人同意を求めるとなると機動性が低下するのではないかと。 ・ マイナポータルで連携されたデータが誰のものかをきちんと定義することが必要ではないかと。 ・ 普及のためには、サービス提供者にとって魅力的なデータあることが重要。そのためにデータセットやデータ形式を開放しておく必要がある。 ・ セキュリティを担保することで懸念や不安をどれだけ払拭できるのか。他の情報も連動してくることで不安が増大する可能性がある。

3. マイナポータル API 接続との関係

「はじめに」に記載したとおり、基本的指針はマイナポータル API 連携に際して PHR 事業者を求める基準でもある。

PHR 事業者は、基本的指針の遵守状況についてチェックシートの確認事項に沿って確認した結果を自らのホームページ等で公表し、基本的指針の遵守を明らかにした上で、「マイナポータル API 利用規約」（令和 2 年内閣府大臣官房番号制度担当室）に従って、マイナポータルとの API 連携の利用手続きを行い、サービスを提供することとなる。また、基本的指針の見直し時には、一定の期間内に基本的指針を満たすような必要な対応を行うとともに、遵守の状況について自らのホームページに公表した上で、内閣府大臣官房番号制度担当室に、見直し後の基本的指針を遵守したことの報告を行うこととなる。

4. 今後の検討課題

基本的指針の策定においては、本指針の範囲を超えた事項も含めて PHR サービスの発展に向けて引き続き検討すべき事項についての意見も、委員から多く示された。具体的には、以下に記載する事項が挙げられるが、これに限らず、今後の技術の進歩及び PHR サービスの利用拡大の中で発生する課題等について、更なる検討が望まれる。

<基本的指針の基本的事項に係る留意事項>

- ・いわゆるライフログ等の利活用に際して留意すべき事項

<個人情報の適切な取扱いに係る留意事項>

- ・医師又は薬剤師等の氏名等を第三者提供する場合の取扱い

<健診等情報の保存及び管理並びに相互運用性の確保に係る留意事項>

- ・同じデータの項目であっても、健診等において取得されたものと本人が入力したものとでは、計測方法及びデータ改変の可能性等の観点で違いが生じ得るため、区別した管理の在り方
- ・データの保存及び管理における、利用者による改ざん防止対策
- ・PHR 事業者間での健診等情報の直接的なデータ連携については、本人にとっての利便性向上や対応コスト等の観点を考慮した事業者間での連携の拡大
- ・より効率的なデータ管理及びポータビリティの仕組みの構築を検討した上での、情報種別毎の名称及び単位等の統一並びに通信規格及び交換形式に係る標準化

<要件遵守の担保方法に係る留意事項>

- ・第三者による証明が行われることがより望ましく、具体的な証明方法

<その他>

- ・生活習慣病改善等に向けた PHR サービスを提供する場合の医療従事者等と連携したサービスの提供
- ・上記観点も踏まえて、最新の利用可能な技術及び知見等に基づき、より高い水準を目指すサービスガイドライン（5. に記載）を策定して取り組むなど、先進的かつ高度な取組の推進

5. より高いサービス水準を目指すサービスガイドライン

国民による安全・安心な民間 PHR サービスの利活用の促進に向け、PHR 事業者として遵守すべき情報の管理・利活用に係るルールとして、基本的指針をとりまとめたところであるが、「4. 今後の検討課題」に記載したとおり、引き続き検討が必要な課題がある。

基本的指針については、個人情報保護法等の法令又はガイドラインの改正、本指針の運用状況及び PHR サービス又はセキュリティ技術等の拡大等の状況の変化を踏まえて、必要に応じて検討及び見直しを行うこととするが、例えば、「4. 今後の検討課題」で示したライフログ等の情報は本指針の対象としていないこと、また、通信規格や交換形式等に係る標準化については民間主導での調整がおこなわれることが望ましいことなどから、本指針とは別に、より高い水準の PHR サービスの提供のための民間事業者ガイドラインの策定が望まれる。

このガイドラインの検討については、PHR 事業者間において、最新の利用可能な技術や知見に基づき、より先進的・高度な取組を推進する観点で検討されていくことが期待される。また、このガイドラインの策定主体や、ガイドライン遵守の認定主体として、PHR 事業者による団体が設立されることにより、ガイドラインの効率的な検討や、利用者の利便性向上に資することが期待される。

なお、基本的指針の遵守状況、民間事業者によるガイドラインの検討状況等によっては、国において、PHR 事業者及び有識者の意見を踏まえつつ、このガイドラインの策定を行うことも考慮すべきである。

健診等情報利活用ワーキンググループ
民間利活用作業班
構成員名簿

(構成員(五十音順))

	いわみ たく 石見 拓	京都大学 環境安全保健機構 健康科学センター 教授
	うさみ しんじ 宇佐美 伸治	公益社団法人 日本歯科医師会 常務理事
	うりゅう かずひさ 瓜生 和久	独立行政法人 情報処理推進機構 セキュリティセンター長
	おちあい たかふみ 落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士
	かづま ひろゆき 鹿妻 洋之	一般社団法人 保健医療福祉情報システム工業会 保健福祉システム部会 健康支援システム委員会 委員長
	きたおか ゆうき 北岡 有喜	独立行政法人 国立病院機構京都医療センター 医療情報部 部長
	きたむら りょうた 北村 亮太	健康長寿産業連合会
	ながしま きみゆき 長島 公之	公益社団法人 日本医師会 常任理事
	なかやま たけお 中山 健夫	京都大学大学院 医学研究科 社会健康医学系専攻 健康情報学分野 教授
	みつぎ もとひろ 光城 元博	一般社団法人 電子情報技術産業協会 ヘルスケア IT 研究会 副主査
	みやた ひろあき 宮田 裕章	慶應義塾大学 医学部医療政策・管理学教室 教授
	もろおか あゆみ 諸岡 歩	公益社団法人 日本栄養士会 理事
主査	やまもと りゅういち 山本 隆一	一般財団法人 医療情報システム開発センター 理事長
	わたなべ だいき 渡邊 大記	公益社団法人 日本薬剤師会 常務理事